

徳島県告示第百十五号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次の道路の供用を開始する。

その関係図面は、徳島県西部総合県民局美馬庁舎において、令和七年三月七日から二週間一般の縦覧に供する。

令和七年三月七日

徳島県知事 後藤田 正 純

道路の種類 一般国道

路線名	区 間	延 長 (メートル)	供用開始の期日
四九二号	美馬市木屋平字大北六一 六番五七地先から 同 六一 六番一四地先まで	一三四・七	令和七年三月七日